

第三十八回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十一号

(三三三)

昭和三十六年四月四日(火曜日)
午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君

理事 岡本 茂君 理事 中村 幸八君

理事 長谷川 四郎君 理事 板川 正吾君

理事 田中 武夫君 理事 松平 忠久君

有馬 英治君 岡崎 英城君

小沢 辰男君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 首藤 新八君

中垣 國男君 野田 武夫君

濱田 正信君 林 博君

岡田 利春君 小林 ちづ君

中嶋 英夫君 西村 力弥君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席府委員 佐橋 滋君

通商産業事務官 (重工業局長) 大堀 弘君

通商産業事務官 (公益事業局長) 高村 善博君

通商産業事務官 (公益事業局長) 越田 清七君

委員外の出席者 衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

衛生局長 高村 善博君

○中川委員長 これより会議を開きます。

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題として審査を進めます。

質疑の通告がございまして、順次これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 航空機工業振興法について、まず御質問いたしたいと思ひます。

先日日本航空機工業株式会社の事務に参考人に来てもらつていろいろ伺ひましたが、さらにあらためて政府側にお伺ひしたいのですが、三十四年六月日本航空機株式会社が設立せられましてから、今日までのうちに計画に従つて実績を積みできたか、現況はどういうふうになつておるか。そういう点につきまして簡単にだけついでにございまして、当初の計画と比較しながら説明していただきたいと思います。

○佐橋政府委員 お答えいたします。当初の計画通りには順調に製作、設計は進んでおりまして、三十六年度の飛行試験に入り、同時に荷重試験もできまして荷重試験に入ると同時に、三十六年度末までに、さらに試作二号機とそれから疲勞試験機を組み立てを完了する、こういうふうに考えておりました。当初の計画通りには順調に進んでおります。

○田中(武)委員 大量にという言葉が

当たるかどうか知りませんが、大量生産に入つて輸出の段階へ持つていくのには、何年先の見通しなのですか。

○佐橋政府委員 量産体制に入るのは三十八年からと考えておりますが、現在のいろいろな技術の進歩によりまして試作機が完了して、飛行試験を実施する段階になりますと、大量生産の体制をとることが可能になりますので、準備は今年度から量産の準備もあわせて計画をして参りたい、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 そりしますと、大体中型ジェット輸送機は、外国へ輸出するのは三十八年以後なんですね。そうしますと、その時期になつてはたして予定通り、最初この法律を作つて日本航空機株式会社が設立せられたときに考えていたような輸出ができるかどうか、その後の各国における航空機の技術の進歩等々から考えて、もうすでに古いものになるのではないか、こういうふうな気もするのですが、輸出について自信がありますか。

○佐橋政府委員 現在世界各国でいろいろ同種の飛行機が設計されておりますが、それらは詳細に調査はいたしておりますが、決して現在日本が計画しておりますY-11は、これら同種の飛行機に對しまして遜色のあるものではなくて、十分輸出は可能だと考えております。

輸出が可能だと申しますのは、現在中型といふんですか、中距離及び短距離の飛行機に使つておりますDC-3と

いう飛行機が圧倒的に多いわけですが、これが二千機以上就航いたしておるわけでありまして、大体これが代替が三十八年から四十年間にわたつて行なわれ、この何%かを日本のY-11で代替するといつたとしても十分輸出の見込みがある、こういうふうに考えているわけでありまして。

○田中(武)委員 技術的にまたコスト的にといふんですか、金額的にジェット輸送機の国外の市場の獲得を争う場合において、今言つたように当初の計画通り自信を持つておられるか、こういうことなんですか。

○佐橋政府委員 海外の、たとえばDC-4あるいはコンペア、フレンド・シップ、バイカウントというような同種の飛行機につきまして、いろいろ詳細な検討を加へまして、計算をした結果でも十二分に太刀打ちできる、こういうふうに確信いたしております。

○田中(武)委員 今読み上げられたような機種の種類と、こちらの輸出できる金額とにらみ合せて、どうですか。

○佐橋政府委員 価格自身につきましては、御承知のようにDC-3、DC-4というような飛行機は、もう現在製作をいたしておりますので、現在市場に出ているのは中古の値段であります。これは参考とするには当たらないわけでありまして、コンペアとか、あるいはバイカウント、フレンド・シップといふような現在製作をいたしております飛行機と、いわゆる積載量といふんですか、搭乗収容人員だと

かいうようなもので換算をいたしますと、価格的にも十二分に太刀打ちできる、こういうふうに確信いたしております。

○田中(武)委員 今度の改正は、日本航空機製造株式会社の債務に對して、政府が予算の範囲内においてこれを保証するといふのであります。政府が債務を負担してやるといふもう一つ前に、本法第十四条の規定による国の出資及び民間出資、ことに民間出資の方がウェイトが大きくなると思ひますが、そういう増資といふことは考へられないかどうか。増資という格好をとらずに、債権債務という格好で、量産体制に入る資金源をつかもうといふのは、どういふところにその意圖があるのですか。

○佐橋政府委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

○田中(武)委員 御承知のように日本航空機製造会社に対しては政府が五割以上の出資をいたしております。初年度民間二億、政府三億、三十五年度には民間が六億、政府が七億五千万、本年度は民間が八億、政府が十億、こういうふうに出資を予定しておりますわけでありまして、当会社に対する民間及び政府の出資は、試作機が完了するまでの金を調達するといふ点で出資をいたしております。量産体制に入ればその部分は当然この航空機会社の借入金でまかなう、こういうふうに考へておりますので、政府の債務保証を今度お願いするわけでありまして、その分について増資といふことは考へておりません。

これを甘やかして、無制限に助成を加えていくという趣旨では、もちろんございませぬ。国会の厳密な御審議によらなければならぬと申し、また監督の衝に当たる私もいたしまして、十分に厳正な態度をもって監督行政を行なうていかねばならぬというところは、もちろんのことでございますけれども、どうも事柄の性質上、あまりはつきりした限度、制約を設けることはどうかと思ふのであります。

○田中(武)委員 政府のとられる態度に對しまして、独占企業あるいは大企業保護といふか、援助、これが中小企業その他一般國民に對しての保護等と比べて、政府は大きく独占企業とか大企業に援助しておられる。そこをわれわれは常に批判してきたわけですが、これはもちろんそのための特殊法人であらうけれども、これも一つの独占企業体なんです。しかもこれに關与してゐる民間の会社は、いわゆる一流会社、大企業ばかりなんです。それに對して政府が無期限の、そして無制限の保証債務を負うといふこと、そういうことに對して、政治のあり方として、池田さんの言う政治の姿勢を正すといふ上から言つても、私は、今までの例が当分の間云々となつてゐるので、その立法例になつたんだといふことだけでは、承服ができません。今後この保証債務について、局長の言う三年ないし五年、この間における借入金めどといふ資料を、それがどの程度になるかといふ資料を、いかに欲しいと思ひますが、いかがですか。

○推名國務大臣 もちろん、その資料

は喜んでお出しいたします。
○田中(武)委員 それから、今後の立法のあり方、そういうことについてはどうですか。

○推名國務大臣 その問題は、さつき申し上げたように、あまり窮屈な制約を加へるといふことが、かえつてこの特殊会社の機能を縮めてしまふといふことになりはしないか。でございますから、そう無制限な長い期間でもございませぬし、また保証債務の額にしては、これは大体常識的に考えられる限度といふものはあるのでございますから、それを明確に立法するといふことについては、ものにもよると思ひますが、この際は、私はかえつて機能を阻害することになりはしないかといふことを考えるわけでございます。

○田中(武)委員 大臣と私は、若干見解が違ひますので、これ以上質問してもむだだと思ふので申しませんが、少なくとも法律上として見た場合は無期限、無制限です。それを政府が保証しようといふのがこの法律の改正なんです。従つて、國民の利益という上に立ちました場合に、私は納得できないものがあります。今後の立法のあり方、政治のあり方としては、この種のものについては、少なくとも期限と限度を考へるべきじゃないか。それでなければ、法律上は無制限の保証債務を負ふ、こういうことです。この法律から限度が出てくるかといふは、出てきません。予算のときに国会の議決と言ひますが、これは總括的な、全部まとめた問題であつて、おそらく予算審議において、この問題をとりあげて、金額を云々するといふようなことは、深く掘り下げられないと思ひます。そう

するとわれわれが言つておる大企業独占、大企業擁護、援助の政策をとつておると言わざるを得ないと思ふので

な。もう一つ申し上げたいのは、先ほど大臣は、日本航空機製造株式会社が担保がない、従つて債務保証をする必要があるんだ、こうおっしゃつた。ところが、これに入つておられますところの民間企業は、先ほど申し上げておるうちに、新三菱重工等、日本の一流中の一流の会社が多いのであります。少なくとも自分たちの仕事に付随する航空機の製造並びに技術の向上、こういうことであるならば、それぞれ会社が連帯保証をすればいいと思ひます。三菱にしろ、川崎航空機にしろ、三菱にしろ、川崎航空機にしろ、たつて、あるいは新明和にいたしましても、それらが連帯保証をすれば、金が出ると思ひます。あつて政府がこの種の無期限の保証債務を負ふ必要もない、このように考えますが、どうでしょう。

○推名國務大臣 背後の財閥關係は、それは確かに相當の資力も信用もあるわけでございますが、その財閥の中の個々の企業といふものは独立採算制をとつておつて、なかなか保証なんかもう判じを押さない、きつめて冷徹といへば冷徹な關係にあると私は思つております。それで、飛行機部門は、いづれもみな赤字であります。そういうふうな關係で、大きな財閥で作られておるんだから、ほかの十分な資力、信用があるところが担保をすればいいじゃないかといふことは、私は財閥に入つたことはありませぬからよくわかりませんが、その点は非常にそろばん高く

できておつて、銀行はまた、三菱に属するとかいふことではなしに、飛行機なら飛行機の部門といふものを、もう冷徹に見詰めて、そして信用があるかないかといふことを判定してやつておる。そういうふうな關係でございまして、自然にこういうことになつておる。そのことがいいか悪いかわからないことは、今ここで論じてみたところで仕方がない、實際のあり方は、そういうふうなことに冷徹なものであるといふふうに考えます。その点は、どうも政府保証といふものは、必要にして最小限度のものである、こう考えております。

○田中(武)委員 最後に確めておきたいと思ふのですが、この会社は、いわゆる量産体制に入つて、局長が言つたように、私は若干の疑義を持っておりますが、予定通りの輸出ができる、採算ベースに合うといふところまでくると、独立するんでしょう。独立といふか、政府の手から離れていくといふ考え方がないですか。そうするならば、それは、結局は現在日本航空機製造株式会社が構成してあるといふか、入つておるところの大きなこれら航空機關係会社のものになつてしまふんですよ。またこういう格好でなく、おのおのがやりやすいといへば、三菱であらうが川崎であらうが、ジェット機の輸送機くらい生産には取りかかると、私はこの法律ができたと思ひます。この会社ができたと思ひます。それに対して政府が、出資は当分の間、これはやむを得ぬとしても、債務までもそう多くするといふようなことについては、私

はなお疑問があるといふことだけを申し上げておきたいと思ひます。それと、將來この会社が独立採算制がとれるようになったときのあり方、どう考へておられますか。

○佐橋政府委員 この会社が、今後注文を受けて、独立採算がとれるようになりますれば、政府からの債務保証とかなんとかといふことは、もうなくなるわけでありまして、ただ現在までに投資しました政府の出資分だけが残る、こういう形になるわけでありま

す。
○田中(武)委員 たとえば連合審査で今問題になつてゐる新技術開発事業団法とか、あるいはいろいろなそういう法律がありますが、損をするかしないか、これは國家的見地からだといへばそれまでのことなんだが、そういうときに政府は育ててやる、債務を保証してやる、出資金も出してやる、そして、それが経済ベースになる、企業化に成功する、そうすると一企業会社として利潤を独占していく、これが今までのあり方なんです。それでないとは言ひませぬ。この法律にしたつてそうなんです。新技術開発事業団法にいたしましても、結局は企業になるまでは政府がめんどうを見よう、金を入れてやろう、企業になつてからは、採算ベースに合うようになつてからは、その委託を受けたところが自分のところの企業として利潤を上げていくわけなんです。このときに保証した保証債務は打ち切ります、あるいは作つた設備は年賦償還で回収しますといつても、もうそのことと自身が独占企業を作ること、その利潤を擁護すること、こういうことに

政府が援護しておるといふことが私はいえると思う。今日この程度のことばやむを得ないといへばそれまでだと思ふのですが、あまりにも無制限な援助というふうなことは、これが少なくも国民の税金である、大衆の金であるという立場から考へて、私はもつと慎重にやつてもうらいたい、こういうことを申し上げておきます。大臣どうですか。

○椎名国務大臣 ごもつともでございます。独占企業体はその独占の地位を乱用するといふようなことは、これは特殊会社であらうと何であらうと、絶対に避けなければならぬと思ひます。その点は十分に監督いたします。ただし、こゝういったようなことによつて、日本に一度しかれた近代的な航空機産業が再び花が咲くといふことになることは、一般のそこに働く人々のみならず、国の産業として、機械産業の振興の上において非常に有意義なことであるといふことも認めていかなきゃならぬと思ふのであります。さればこそ、これを育成助長するわけでございしますから、今お話しした独占乱用というやうなことにつきましては、厳正な態度をもつて、これを取り締まることにいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 航空機工業振興法案についての最後のお尋ねをいたしました。三条の二、今度追加せられる条文ですが、先ほど言つておられたけれども、「国会の議決を経た金額」は、結局予算において議決をする、こゝういう意味なのですね。それとも本年度は限度幾ら幾らを保証しますといふことを独立案件として出されるのですか、いかがですか。

○佐橋政府委員 お答えいたします。これは独立案件ではなくて、予算総則にその年の債務の保証限度をうたうわけでありまして。

○田中(武)委員 そうすると、やはり先ほど来私が言つておるやうに、一括的な議決といふことになつて、これは条文の上での国会の議決といふだけで、一括して予算の審議の中に入つてしまふ。これは、今さらこれをどうしようとは現在私は申しませんが、こゝういふやうな場合は、少なくとも独立案件として議決を得るやうにでもする方がいゝんじやないか、このやうにすら考へておることを申し上げておきます。

○西村(力)委員 関連。独立採算のベースに乗る段階では、国内の航空路線は、どの程度に網が張られるか、それは見込みはどうつておられるか。それから第二点は債務保証は独立採算の段階にいけば消えるといふが、消えるという根拠は何か。それからさういふ場合には債務保証が消えるばかりでなく、政府出資から繰越する、こゝういふことを当然に考へなければならぬ。さういふ私企業の獨創性といふか、創意工夫といふか、さういふものを生かすためには、やはり完全なる民間企業に移すといふことが常にとられておる方針なんでありまして、さういふことを当然考へなければならぬと思ふがどうか。さういふ場合に政府出資金の価値といふものはどういふ計算をされるものか。そのまゝの金として計算されるのか、それだけの基礎的積み上げをした資金としての価値といふものは、どういふ方法で算定されるのか。これはやはり政府の持ち株を、全部その会社に譲渡するといふ方式にな

るのじやなからうかと思ふのですが、そのときの政府出資金の価値といふものは、五億なら五億といふそのまゝではない、こゝういふ工合に私たちは思ふのです。さういふ場合の算定の方法はどうするの、こゝういふ点について一つお尋ねいたします。

○佐橋政府委員 お答えいたします。この中型輸送機の国内に使われる問題であります。これは運輸省が詳細に路線の拡充を計画いたしておられまして、私の方はその詳細なものはいたいたしておりませんが、現在までの国内の幹線及びローカル線の乗客の増と申しますのは、大体五カ年計画では幹線は二〇%、ローカル線は二五%ずつ毎年伸び率がある。現実の伸び率はその計画よりもはるかに上回つた三〇%ないし四〇%以上の伸びを示しておられまして、国内の路線が相当広範囲に拡充されるというふうに承つておるわけでありまして。当会社が独立採算制になりましたといふますか、信用ができました。政府の債務保証のやつかいにならなかつたといふ場合には、先ほど申しましたやうに出資は一応残りました。その出資に伴うといふますか、配当その他が受けられる、国に返つてくるといふふうに考へておられまして、その後、この会社が非常に大きくなつて参りました場合には、場合によりまして民間が政府の株を買ひ取るといふやうなこともあらうかと思ひますが、現在の段階では、そこまでは考へておらないわけでありまして。

○西村(力)委員 大臣どうですか。やはり普通のやり方としては軌道に乗るならば完全に民間に移すといふ、こゝういふ方法を考へていないのですか。それは今の段階では考へていないとおつしやるけれども、さういふことは既定の方針として肯定せざるを得ないのではないか、こゝう思ふのですが、どうでしょう。

○椎名国務大臣 とにかく飛行機の産業を日本に再び育成しようといふことと考へておるから、その目的が十分に果たされて、もはや政府は関係しなくともよろしいといふ段階になれば、お話をやうにこれを特殊会社たる性格を廃止して、政府の持ち株もこれを民間に払い下げるなり、あるいは政府の持つ資産として残すなり、とにかく特殊会社といふ機構をやめてしまふといふことも考へ得る問題でございます。しかしながらただいまのところは、その問題については何も政府としては具体的な意見は持つておらない、將來考へる問題だと思ひます。

○西村(力)委員 それではもう一つですが、この航空機製造産業を軍事的な面から絶縁する、さういふやうな配慮はあるのかないのか。これは絶縁すると言つてみても始まらぬのですが、何かさういふ完全な平和的な意味における輸送機の生産だといふことに、きちんと境界をつける、さういふ何か配慮があるのかどうか。私はこの法案は全然研究しておりませんが、そんな思ひいつきの質問で失礼ですが、御配慮があるかどうか伺ひたい。

○椎名国務大臣 これは普通の輸送機でございますから、將來の軍事的な配慮が伴つておるべきはすのでも、もちろんございしません。私も直接の担当でございしますが、さういふ問題については何らさういふ方面から指示を受けるとか、あるいは相談をかけられ

るといふことはございせん。

○田中(武)委員 それでは引き続き計量法の改正について御質問いたしたいと思ひます。

まず今回の改正の第一点は、第十一回国際度量衡総会において定められた線に従つての単位改正といふか、基礎になるものの改正、こゝういふことであらうと思ふのですが、われわれさういふもの一つわかりにくい点もあるのだ、これは実際見た方が早いから思ふのですが、たとえば今までの長さの単位はメートル原器であつたのを光の波長によつてきめる、こゝういふことになるのですが、簡単にしろつとにわかるやうにこの光波の関係とか、あるいはケルビン等を、技術的といひますか、さういふ面について、どういふこととで計量の単位の基礎になるのか、こゝういふ点についてちよつとわかりやすく説明してもらひたいと思ひます。

○佐橋政府委員 お答えいたします。従来のメートルの定義は、御承知のやうにフランスに白金イリジウムで作りましたメートル原器といふものがあるわけでありまして、各国はその原器を写して一國に一つずつの原器を持つております。今度の改正と申しますのは、その従来のメートル原器といふものはいかに精巧なものでありましたが、人工のものでありますので、長年月の間には材質その他の変化も考へられ、あるいは破損の危険もあるわけでありまして、今度そのメートル原器を廃止いたしまして、光の波長でメートルといふものを定義しようといふやうに変わったわけでありまして。この光の波長によつてメートルを定義す

るといふことは、その装置を支持しては世界じゅういかなるところでも、いかなる時期にでもメートルという長さが出でるわけでありませう。

ただいま先生が簡単にわかりやすくということですが、光の波長と申しまして、光は色その他によつてそれぞれ波長が違つたわけでありまして、特定の光をまずきめたわけでありませう。それがクリプトン八六の原子から発する光、これはダイダイ色の光でありまして、この光をある一定の装置の中で刺激を与へますと、発するわけでありまして、だいたい色のわかりやすい光であります。この光をプリズムで取り出して、それを光の干渉という現象を用ひまして、ガラスを何枚か合はしたに投射させることによつて、しまが出るわけでありまして、そのしまをはかつていわけのクリプトン八六の原子、その場合に発する光でも、正確に言ひますと、法案に書いてありますように、 $2P_{10}$ から $5d_5$ の間の遷移に対応するといふことがありますが、御承知のように、原子は原子核のまわりを電子が回つておるわけでありませうが、これは一定の軌道の上を回るわけでありまして、むやみやたらに勝手に回つておるわけではありませうので、刺激を与へますと、電子が一つの軌道からもう一つの軌道に移る。そのある特定の軌道を、そこに法律でうたつてあるわけでありませうが、そこで発する光を、今言ひましたような光の干渉の現象を利用いたしまして波長をはかる。その百六十五万七千六百三十三・七三倍といふものがメートル、こういうふうに定義づけられたわけでありませう。続いてケルビン度でありますが、ケ

ルビン度と申しますのは、現在もケルビン度——絶対温度といふ名前で學者その他の間では、常用いられておる言葉であります。従来の摂氏度と申しますのは、御承知のように、氷点と沸点の間を百分分に目盛りしてあるのが現在の摂氏度であります。氷点と申しますのは、厳格に申しますと、水は三つの形に変わるわけでありまして、

いわけの水蒸気とそれから水と氷、こゝういふふうになるわけでありまして、氷点と申しますのは、水と氷が同時に、同じ時刻、同じ場所を平衡して存在しておる時点を氷点と申すのであります。それから沸点と申しますのは、水と水蒸気が同時に、同じ場所において平衡して存在する状態を沸点といつておるわけでありませう。今度その目盛りをもつと厳格に定義づけるために、水と水蒸気と水といふ水の三形態が同時に、同時刻、同じ場所に平衡して存在する温度があるわけでありませう。それを水の三重点といふのであります。これは一定の装置で現示できるのであります。現在中央計量検定所においては、この装置が完備いたしておるわけでありませう。この水の三重点と申します点が現在の摂氏度で申しますと零度よりやや高い、 0.01 一度に相当するわけでありませう。これを上限といひまして、下限は、現在人知あるいは科学をもつて考へ得る最低の温度と申しますのは、現在の摂氏度でいふマイナス二七三・一五度といふのが、いわけの最低温度であります。これが絶対温度の零度、ケルビン度の零度といふことになつておるわけでありませう。これは現在のいかなる科学的な方法をもつても現示のできない理論的な最低点で

あります。温度は御承知のように、底があつて天井のないものでありまして、最低温度はあつても最高温度といふものは何千萬度でもあるわけでありませう。この最低温度といふのは、あらゆる分子といふか、原子といひますか、そのいふものの活動が停止する時点、これにはいふものの変化も何もないといふのがマイナス二七三・一五度であります。この理論的に計算し得る度とそれから先ほど申した水の三重点との間を熱力学的に計算してはかる

と、従来の氷点と沸点との間を百度に結んだのと同じ目盛りで計算ができるわけでありませう。従来通り摂氏度につきまして使用を認めますので、實際の使用面については何ら支障あるいは変化はこないわけでありませう。ただ非常に科学が進歩し、技術が進歩しますと、機械その他でもマイクロン単位ではかるようになりませうので、定義自身は國際的に定められたいといふた非常なにかかりにくいあれであります。厳格な定義を採用いたしたい、こゝういふふうには考へたわけでありませう。

○田中(武)委員　こゝで委員長にお願いをしておきたいのですが、百聞は一見にしかずといひますから、当委員会として今の説明による長さの単位の算出等々必要な實際を見たいと思ひます。従ひましてそのような視察といふことを一つ考へていただきたいと思ひます。

○中川委員長　承知しました。

○田中(武)委員　それからもう一点の改正は、計量器の使用にあたつての制限なんです。計量法の七十八条から八十二条まで、これに現在制限規定があります。その上へ持つてきて、おも

に、ますとか、はかりですが、そゝういふのはさらに政令による制限を加へよう、こゝういふ改正のように理解するわけなんです。その場合、政令によつて指定せられたものとそうでないものとの間に、法律上における制限の限度が違つてくるわけなんです。法律によつて制限をし、なおその中から指定したものを政令で指定して制限を加へる、これはなるほど計量器は厳密にする必要はあらうと思ふのですが、その間のはかりとか、ます等々について法律上の取り扱いに不公平が出てくるといふ点もあり得ると思ふのです。その点はいかがでしようか。

○佐橋政府委員　お答えいたします。現在法律に計量器の使用制限をうたつてありますが、今度改正をいたそうと考へておりますのは、計量器は御承知のように非常に種々複雑な計量器が次から次へと発生をいたしておるわけでありまして、法律によつて計量器の使用制限をするといふことは、事実上不可能になつて参つたわけでありまして、今後発生するいろいろの——発生するといひますか製作される計量器についての使用制限を、政令に譲ることになつたわけでありませう。と申しますのは、たとへば現在の法律でやりますのは、たとへばますならますといふものは、水平にしてはからなければ、ますの正確な計量はできないわけでありませう。ますは水平にしてはかられと、あるいは着目、秤量器の場合、たとへば大いのはかり器についてはおりますが、ゼロ調整と申しまして、目盛りがかりにゼロよりもよけい振つておれば、上にあるつまみでゼロのところになつて直してはからなければ、

正確にはかることができないといふような、ほとんど全部の計量器に通ずる点だけを法律にうたひまして、新しく製作されます種々の計量器につきましては、その計量器の使用法に従つて使つてもらふなければ、計量器の正確な使用といひますか計量ができませんので、各種複雑な計量器について、こゝういふふうに使えといふのは政令でうたいたい、こゝういふふうで考へたわけでありまして、これによりましていろいろの罰則その他の点につきましては、政令の分も法律にうたいました分も全然同一の扱いであります。

○田中(武)委員　そうすると、計量器そのもの及びその使用方法等について、政令でなお詳細に指定しよう、そゝういふことなんです。

○佐橋政府委員　仰せの通りであります。大いのはかり器にはどういふふうに使しようといふのが大体表示してありますが、その表示のうたい使えといふようなことを詳細に指定するわけでありませう。

○田中(武)委員　そゝういふことによつて計量器行政において取り扱ひの不公平、法律上の不公平、こゝういふようなものは出てこないんですか。

○佐橋政府委員　法律上の不公平は出て参りません。

○田中(武)委員　さらにもう一点の改正は、仏馬力を当分の間存続せしめるといふことなんです。工率単位である仏馬力は三十六年の本年まで、こゝういふことになつておるのを、今度「当分の間」と改正せられるわけなんです。昭和三十五年十月二十二日付の日本學術會議の答申といひますか、これに「馬力は、世界の主な國がこれを使

用しなくなるまで存続することが適當である」という意味の答申が出ております。従つてこの「当分の間」ということは、學術會議の言つた、世界のおもな國がこれを使用しなくなるまでと理解してよろしいのでございましょうか。

○佐橋政府委員　御質問の通り、世界の主要な国が仏馬力の使用を廃止するという時期まで、こういうふうに考えておきます。

○田中(武)委員　その世界のおもな国
ということは、範圍がばく然としてお
りますが、これは輸出等の關係から見
て内燃機取引のある諸外国、という
ように解していいですか。

○佐橋政府委員　今度当分の間使用することを許しましたのは、一にかかつて内燃機関の取引上の問題が主でありますので、主要な取引相手国が、仏馬力を使用しなくなったというのが重要な時期だ、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 その点は理解いたしました。

そこでお尋ねをいたしたいのです
が、この改正法案とは直接関係はない
のでありますが、少なくとも私が当委
員会に来てから計量法が改正せられた
のは三回あったと思います。そのつど
私は計量行政の一元化ということで、
現在電氣に対する計量が、いまだに明
治四十三年ですかにきめられた電氣測
定法によってやられておるといふ点を
指摘いたしまして、早く計量行政の統
一をはかれということを、何回か言っ
て参つたと思うのです。現在電氣関
係の法律は、かつてこの委員会が私が
指摘いたしましたように、基本それ自

体が暫定法であります。そうしてまたその暫定法によつて、ポツダム政令によつて一度効力を失つた、死んだところの公益事業令が復活する、規定が復活するということで、日進月歩の中にあつて一番目ざましい進歩発展を続けておる電氣が、法律の基礎という上からいへば一番おくれておる、こういう点につきまして、かつてこの委員会で質問をいたしたこともあります、その後一体当局としてはどのような動きをしておるのか、何回申し上げたら統一をし、新しい基礎的な電氣事業法というようなものが作れるのか、まずこの点から、これは大臣にお伺いいたします。

○樞相國務大臣 今の御指摘の通り電気事業が一片の政令に似たようなものでやっているということは、確かにそのとおりです。でございますから、強かに突進してまいります。でございますから、權威ある電気事業法を制定することによりつきましては、研究中でございます。できるだけ早く結論を得たいという段階でございます。

○田中(武)委員 大臣、この前も私申しましたが、電気の基礎になっているのは臨時措置法なんです。この臨時措置法ができて、それによって旧公益事業令の一部を復活せしめて、すでに十年近くたっているわけなんです。この間何ら法制度については進んでいかいわけです。従つて機会あるごとくこの点を私指摘してきたと思うのです。まずこの基本的な法律もさることながら、この電気の単位の測定、これも先ほど来申し上げているように、計量法が委員会において問題になるたびごとに、——電気測定法が明治四十三年に作られて以来そのまゝになっておる。

しかも計量法という法律があって、その他のものはすべて光から音に至るまで計量法においてその単位がきめられ、計量行政の一元化がなされている。しかも今計量法において改正されようとしているのは、佐橋局長が申された答弁の通り、なお一そう政令でもって使用法まで厳格な指導なり規定をしようとしておられる。電気は明らかに商品であります。物であります。大きな取引の対象であります。その取引の対象である、しかも現在の経済あるいは新生活においては、一日として欠くことのできない電気の取引の単位が、明治四十三年、私の生まれる以前の法律のままで、なおほつておかれるというところ

しょうか。単位を統一し、その取り扱
いを計量法によって一元化することに
対して、何か大きな支障があるのだ
か、まずその点をお伺いいたします。

○大城政府委員　ただいま田中先生から御指摘がございましたように、現在電気の計量に関しましては、電気測定法が基本になっておりますが、これは明治四十三年の非常に古い法律でございます。御指摘のように現実には不備な点があることは私どもも認めている次第でございます。現在計量法が施行になりましてから、これが計量に関する一般法規として、電気測定關係だけ以外の法律になつておりますが、いずれも計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保しようという目的におきまして共通でございます。できる限りサ一的な法制のもとに規制をするということが望ましい形ではないかと私どもも考えているわけでございます。たゞいづれも非常に長い歴史のある制度でございますので、単位の方につきま

は比較的簡単に統一的に処置ができるものではないかと思いますが、単位の施行に關する検定の問題等につきましては、この方法等につきまして別個な実施が行なわれて参りましたために、統一しました場合に、検定關係でなかなか問題があるわけであります。しかしながら私どもといたしましては、できるだけ計量法に統一をいたしまして、一本の法規として運用いたしていきたいように、現在事務當局におきまして両法の内容について検討を続けております。私どもでもできるだけ早くそういふ方向へ持っていきたいと考えております。

○田中(武)委員 春日遅々という言辭
があります。昭和三十年の改正のとき、三十三年の改正のとき及びメート
ル法に統一したときのあの法律が出た
とき、私の記憶だけでも少なくとも過
去三回にわたって、この点を強く要請
したと思っております。目下検討中と
いう答弁は、六年前も同じなんです。
一体何年検討したら、はつきりしたと
ころの態度が出るのですか。

○大堀政府委員　ただいま申し上げましたようにいろいろと問題がございますので、できるだけ早く御趣旨に沿うように持つていきたいと思ひます。

○田中(武)委員　いろいろと事情があるといつて、どんな事情なんですか。検定の方法といつて、それがそれほ法律を直し、計量行政の統一をするに数年を要するような重要な問題、問題、障害があるのですか。もう一度尋ねします。それでは日をきめます。う。いつまでに統一できますか。これは一つ大臣にも答弁していただきしょう。

○大塚政府委員　現在行なつており

す検定の方法が違つておられるわけだといひます。検定する機關の体系も違つておりますし、検定そのものの方法あるいは基準器の使用の方法、こういうたゞ点において違いがございますので、これは私どもとしましては計量法に統一していただいてけっこうなわけであります。ところが、統一いたします場合には、計量法自身にも相当基本的に直さなければならぬ面が出て参ります。何と申しましても単位に關する、社会生活の基準に關する問題でもございますので、その点は慎重に検討いたしたいと思つております。できるだけ早く準備をいたしまして、法案を作成するように努力いたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 大臣どうですか。一体いつになったらできますか、五年まで申し上げておるのですがね。

○樞名國務大臣　これはできるだけ早急に実施すべきものであることは間違いないと思いますが、なかなか従来の伝統、歴史がありまして複雑なようでございます。私もども勉強いたします。

促進したいと考えております。

○田中(武)委員 片方は明治四十三年の制定です。そして第七條に「電氣ヲ取引ニ使用スル電氣計器ハ檢定ヲ受タヘシ」とだけなつてゐる。ところが計量法でいう他の一般の計量器は、まづ製造において認可の規定がある。十一條それから販賣、そして登録、すべてについて法律によつて規定せられてゐるわけです。大臣、よろしいですか。

般の計量器は今言つたように、製造だけでなく修理から販賣等々に至るまですべて許可制度がとられておる。

ところが電気は、先ほど申し上げた第七条で「検定ヲ受クヘシ」とだけなっているわけですが。ここに法律上の大きな扱いが違っております。しかも電気は先ほど来申し上げておるように、産業の発展とか、あるいはまた日常生活に欠くことのできない大きなものであり、金額的にも大きく取引せられておるものです。それをほかのところの電気の方の計器が、こういうような状態であるにしろ、一方は先ほど来言っているようにいろいろの点において許可、登録等が必要なんです。

たとえば定額灯を例にとってみます。たならば、取引はその定額灯をつけている何ワットの電球ということになるのです。ところがその電球自体がはたして検定を受けておりますか。そうするならば、取引の基礎は電気に関する限り計量法のあるいは計量器としての厳格な監督等がないままに取引せられていくということなんです。これをいかにいえるならば、何年前からこれを申し上げているにかかわらず、はつきりきめられないところ、いろいろ複雑な問題があるところ、一つは、いつか私が申しましたように、百ボルトの電流を送るといっておりながら、それが今日、常にそのまゝいっていない点もあろうと思ひます。その点をこまかくするためです。少なくとも電気に関する限り正常な取引はなされていらない、これは私はつきり申し上げていいと思ひます。公益事業局長どうです、今申しましたたとえば定額灯の電球の問題あるいはリミッターの問題等は、いわゆる電流制限器等はそれ自体が取引の単位なんです。ところがその電球なりリミッター自体は、は

たして何ボルト使用か、こういうことについてはつきりした基礎的な検定を受けていますか。市販されているところの電球と電気会社が持つてくる定額灯は、それをつける。ところが電気会社としての何はあるのか知りませんが、一般にワットならワットについて電流の使用ということについてはつきりした基準ができていますか、無検定で使われているじゃありませんか。それで公正な取引ができて、こういうように言えますか、いかがです。

○大塚政府委員 定額電灯の電球は計器ではございませんので、検定ということになっておりません。リミッターはいろいろな危険防止のためのものでございまして、幅がございまして、従つて計器としては取り扱っておりませんので検定はいたしておりません。電気用品としての一般的な取引締めをを受けまして、規格において十分性能に狂いのないようにならなければならぬ、電気計器の検定という形で検定はいたしてあります。しかしながら電気測定法は先生の御指摘の通り非常に不備でございまして、これを整備いたさなければならぬと考へておりました、実は独立の電気測定法を作ろうというところで立案をいたしたわけでございますが、計量法と統一してやるべきではないかという御意見によつて、一応統一して出す体系として現在検討いたしておるわけでございます。できるだけ御趣旨に沿つて、早急に案を作りますし御審議をいただくようにいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 電球はあなたが今おっしゃったように計量器として扱っていない、従つて検定も受けていない。ところが定額灯の場合は、それが一戸月幾らという取引の基礎になつていて、と違ひますか。そうでしょう。そうなる、需家との取引の間にあつて、定額灯に一例をとれば少なくとも単位はないと思ひます。計量器に基づくところの売買はできていないということ、しかもいつかあなたに私が強く申し上げたように、現在の電気の供給規程は一方的にきめられておる、基礎はない。でたつてもはなはだしい取引が行なわれているといつて過言ではないと思ひます。また先ほど来言つておるように、計量法には製造から販売、修理等々に至るまで全部許可等の必要なことをきめておる。一方にはそんなものはないのです。ここにはつきりとした同じ取引の上において、電気と他の一般のものとの間に、法律の上における取り扱いが異なつておる。法の上で平等な取引扱いを受けていない。言いかえるならば独占企業である電力会社に有利になつておる。少なくともでたらめだ、こゝろ言わなくてはならぬと思ひます。これは大臣にはつきりとお伺ひいたしますが、こゝろいう点を一体いつ直されるか。それを今直ちに直して、この改正とともに改正せよとは私は申しません。だがしかし私は少なくとも過去三回、四回にわたつて同じことを申し上げてきました。もうこれ以上申し上げることもむだだと思ひます。従つていつするかというのをはつきり出して下さい。出すまでは当法律の改正案に賛成することはできません。

○権名国務大臣 電気の計量問題については全く御指摘の通りでございます。で、電球もさることながら、いなかの電灯会社なんかでは、夕方電気がついてもホタルの光くらいのもので、電気の計量の問題は全く焦眉の急に迫られておる問題だと私は思ひます。今いづうと云う答えをしる、こゝろおっしゃいます、できるだけ早くこれはやることにいたしました、少なくとも次の通常国会くらいまでは結論を一つ出したい。これには単独でやる方法と、計量一本でやるのと両方ございまして、で、一本でやるということになります。で、現在の計量法を直さなければならぬといふことは、先ほど局長から申し上げたやうなわけでございまして、そういうことになると、またもう少しおそくなります。いずれにしましても、次の通常国会を目途にして出すことにいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 今おっしゃつたやうに、なるほどまず電気測定法自体を改正する、そして計量法と同じやうな水準において取り扱うに持つていく。そうして、次に計量法の中に入られてしまつて計量行政の一元化をはかる、こゝろいう行き方もあろうと思ひます、一挙に電気測定法を廃止して、計量法の中にその規定を入れるという方法もあろうと思ひます。しかしそれが一段階を経るにいくか、一足飛びにいくかといふことは、私ここで注文をつけようとは思つておりませんが、少なくとも計量行政の一元化という上立つて、すみやかにまず電気の測定、電気の売買取引における基礎をはつきりしてもらうといふこと、そのことを強く要望するとともに、今申されたやうに、少なくとも次の国会においては現実の問題として出てくるやうにしても

らわなくてはならぬと思ひます。これは三十年私申し上げてきた通りであります。たとえばもう一つ申し上げておきます。先ほど申し上げておたうに、一方においてはそつと法律において大きな規定がある。ところが電気測定器なら認可、許可制度、すなわち権利義務に関する一切は勅令に委任なんです。戦時中以前は亡霊である勅令の委任の規定がまだ残つておるのです。それが、一体相手は何かといへば、日進月歩中でも一番長足の進歩を遂げておる、また日々発展しておる電氣に對して四十三年の法律で、勅令に委任するといふ規定が残つておる。こゝろいうのは法律の体裁からいっても早く直さなければいかぬといふことは大臣よくわかると思ひます。しかもこゝろいうこととでこのまゝほつてあるといふことは、これは独占企業中の電気会社を、ますます横暴にせしめるものになつておるのです。これははつきり言へると思ひます。同時に先ほど来言つておるところの旧公益事業令というやうなものが、今こゝろのこの顔を出しておるということ自体がおかしい。このこと自体も電氣業界の独占をますます強化し、その独占力の横暴をますます助長するものになつておる。従つて測定法だけでなく、電氣についての一貫した基本的な法律体系を整備せられることを強く望んでおきます。でなければ公益事業局に申し上げておきますが、電氣用品取締法なんというのを出されるそうですが、基礎があいまいであつて、そんなことだけで電力行政、電氣行政はやつていけませんよ。大臣が少なくとも次の通常国会までには、こゝろいうこ

とですから、本日は了承しましょう。
しかしこんな方法ではうっておつた
ら、ますます電気会社が横暴になつて
いくという現実を認めていかなけれ
ば、しょうがないということになりま
す。またこの法律とは直接関係がない
ので、まだあなたとの間に懸案になつ
ておる電気供給規程の問題等も残つて
おりますが、それは一ぺんゆっくりと
あなたの意見を聞くことにいたしまし
て、この電気測定法のことについて、
きょうは一つげたを預けておいて終わ
りたいと思います。

○中川委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明五日本曜日午前十時より
開会することとし、これにて散会いた
します。

午後零時九分散会

昭和三十六年四月七日印刷

昭和三十六年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局